

平成27年8月18日

お知らせ

件名	「災害時等の相互協力に関する協定」の締結 ～新たに活動協力を盛り込み、より迅速で的確な対応が可能に～
----	---

お知らせ内容

北海道開発局と陸上自衛隊北部方面総監部は、平成22年6月、「大規模災害時の情報交換に関する協定」を締結し、相互に協力して参りました。

近年、北海道においても、特別警報の発令や大雨による土砂災害、暴風雪による地域の孤立が発生するなど、災害が局地化、激甚化する傾向がみられ、地域支援活動において、より迅速で適切な対応が求められています。

このため、従前の協定を廃止し、新たに活動協力を盛り込んだ「災害時等の相互協力に関する協定」を締結しましたので、お知らせします。

記

- 締結日 平成27年8月17日（月）
- 締結者
(1) 陸上自衛隊北部方面総監 岡部 俊哉
(2) 国土交通省北海道開発局長 本田 幸一
- 協定の概要
別紙のとおり

問	所属	役職名	氏名	電話番号
合	北海道開発局 防災課	防災企画官	阿部 修也	011-709-2311 内線5954
せ	北海道開発局 防災課	課長補佐	<small>うるしばた</small> 洼 焔 正幸	011-709-2311 内線5944
先				



災害時等の相互協力に関する協定の締結について

平成27年8月17日、北海道開発局と陸上自衛隊北部方面総監部は、既存の「大規模災害時の情報交換に関する協定」を廃止し、新たに「災害時等の相互協力に関する協定」を締結した。

背景

- ◆ 近年、北海道内においても、局地的集中豪雨等により短時間の内に災害が発生し、被害も激甚化している状況にある。また、低気圧の大型化に伴う暴風雪の激化により、自治体の孤立が頻繁に発生している状況にある。
- ◆ 上記の状況を踏まえ、災害時に陸上自衛隊北部方面総監部が行う災害派遣活動、北海道開発局が行う自治体支援活動を、これまで以上に迅速かつ的確に行う体制を確立する。

協定の内容

- ◆ 「情報交換」に関する相互協力から「情報交換と活動協力」の相互協力へ進展
- ◆ 双方が保有する車両、船舶、航空機等を使用した人員、資器材等の迅速な輸送が可能
- ◆ 双方が保有する燃料、非常用食料・飲料水等の支援が可能
- ◆ 敷地や施設等の相互利用が可能
- ◆ 地方組織レベルの連絡対応窓口を確認・整理し、活動協力の迅速性を強化

災害時等の相互協力に関する協定締結式写真

